



令和5年4月より 資源ごみの収集日(月1回)に プラスチック製容器包装の分別収集を始めます!

令和4年4月に「プラスチック資源循環促進法」が施行されました。この法律ではプラスチック製品の設計から排出・回収・リサイクルに至るまでプラスチックに関わる事業者、自治体、消費者の連携によって資源循環に取り組むこととされています。

神戸町では月1回収集しております資源ごみの収集日に従来のプラスチックボトル以外のプラスチック製容器包装(♻️マークがあるもの)も「可燃ごみ」から「資源ごみ」として収集し再資源化を図ります。

町民のみなさまのご協力をよろしくお願いいたします。



現在収集しているもの

- ビン類
- ♻️プラスチックボトル
- ♻️01 PET ペットボトル

新たに追加収集するもの



- ♻️プラスチック製容器包装 (現在収集しているプラボトルも含みます)
◆キャップを外して出してください

- 商品の「容器」または「包装」で、プラマークがあるもの
- 例:トレイ、カップ、パック、袋、ラップ等 ※詳細は裏面をご覧ください
 - ◆汚れのあるものや判断に迷うものは「可燃ごみ」で出してください。
 - ◆食品トレイは従来通りスーパーの回収箱でも構いません。

(注)プラスチック使用製品廃棄物(容器包装ではなく♻️マークがないもの)は、これまでどおり「不燃ごみ」で出してください。例:ハンガー、バケツ、洗面器等

プラスチック製容器包装の出しかた

- 各地区ステーションへ新たに配布をする「緑色のプラ容器包装回収かご」へ入れてください。
- 「エコプラザごうど」においても開催日に収集します。

お問い合わせ 神戸町役場 産業環境課 0584-27-0178(直通)

主なプラスチック製容器包装の例

新たに配布する「緑色のプラ容器包装回収かご」へ入れて下さい。



ボトル類(現在収集しています) キャップは外してください



トレイ類



カップ類



パック類



袋・ラップ類



チューブ類 キャップは外してください



アルミとの複合素材



発泡スチロール類



プラ製ふた・キャップ類



ネット類

- ◆ 汚れのあるものや判断に迷うものは「可燃ごみ」で出してください。
- ◆ 食品トレイは従来通りスーパーの回収箱でも構いません。